特定非営利活動法人日本認知行動カウンセリング協会　会則

第１条　　名称

この法人は、特定非営利活動法人日本認知行動カウンセリング協会という。

第２条　　目的

この法人は、広く一般市民に対して、認知行動カウンセリング及び認知行動療法についてのセミナーの企画・開催に関する事業、認知行動カウンセリング及び認知行動療法の啓発・推進並びに支援に関する事業、カウンセリング事業を行い、保健・医療・福祉並びに教育の増進と、認知行動カウンセリングに携わる方々の知識・技術の向上を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

第３条　　会員

１．会員とは、当法人の趣旨に賛同し、本会則を承認し、当法人へ入会を申し込まれた方で、当法人が入会を承認した個人及び法人をいう。
２．この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。
　(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
　　①　一般会員：専門会員に属さない者
　　②　専門会員：医師・看護師・保健師・精神保健福祉士・社会保健福祉士・教員などの医療・福祉・教育に携わる国家資格者、及び、臨床心理士や心理系大学の学部卒業した者、又は法人が別に定めるカウンセラー養成所あるいは専門会員認定講座において所定の単位を取得した者
　(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
３．会員の資格有効期間は、当法人の事業年度とし、有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、入会を承認した日とする。
４．退会を希望する者は、別に定める退会手続きを取り、任意に退会することができる。

第４条　　入会金及び年会費

１．入会金及び年会費は次のとおり定める。
■入会金
　個人：10,000 円
　法人：一口 100,000 円（一口当たり 30 名）
　賛助：なし
■年会費
　個人：5,000 円
　法人：一口 100,000 円（一口当たり 30 名）
　賛助：一口 100,000 円
２．入会金、年会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４条　　会員の資格の喪失・除名

１．会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
　(1)　退会届の提出をしたとき。
　(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
　(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。
　(4)　除名されたとき。
２．会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。
　(1)　この会則等に違反したとき。
　(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
３．会員資格の喪失・除名の際に、既に支払済みの会費等の返還を受けることはできない。

第５条　　役員及び職員

１．この法人に次の役員を置く。
　(1)　理事　３人以上１０人以内
　(2)　監事　１人以上３人以内
　(3)　理事長任免による事務局長その他の職員
２．理事のうち、１人を理事長、若干名を副理事長とする。
３．理事及び監事は、理事会において選任する。理事長及び副理事長は、理事の互選とし、監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
４．役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

５．理事会の議決により、役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

第６条　　総会

１．この法人の総会は、正会員をもって構成し、以下の２種とする。
　（1）通常総会（毎事業年度１回）
　（2）臨時総会
２．総会は、理事長が招集し、定款の変更・解散・合併、その他運営に関する重要事項について議決する。
３．総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第７条　　理事会

１．理事会は、理事をもって構成される。
２．理事会は、理事長が招集し、次の事項を議決する。
　（1）　役員の選任又は解任、職務及び報酬
　（2）　事業計画及び収支予算並びにその変更
　（3）　事業報告及び収支決算
　（4）　入会金及び会費の額
　（5）　借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
　（6）　事務局の組織及び運営
　（7）　会員の除名
　（8）　解散における残余財産の帰属
　（9）　総会に付議すべき事項
　（10）　総会の議決した事項の執行に関する事項
　（11）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
３．やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

第８条　　事業年度

この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第９条　　会員情報の取り扱い

会員が申込書、アンケート等に記載した情報を厳重に保管する。　本法人は、正当な理由がある場合を除いて第三者に会員情報を開示しない。

第 10 条　　会則の追加

本会則に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。

第 11 条　　解散

１．この法人は、次に掲げる事由により解散する。
　（1）　総会の決議
　（2）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
　（3）　正会員の欠亡
　（4）　合併
　（5）　破産手続開始の決定
　（6）　所轄庁による設立の認証の取消し
２．前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾、及び所轄庁の認定を得なければならない。

附則

１．この会則は、この法人の成立の日から施行する。
２．この法人の設立当初の役員の任期は、成立の日から平成２３年３月３１日までとする。
３．この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
４．この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成２３年３月３１日までとする。